

<ニ ュ ー ス>

島根県衛生公害研究所の近況

1. はじめに

山陰に位置する島根県は、工業を始めほとんどの企業は残念ながらおくれ、いわゆる後進県に属し人口の流出が続いている。こうした県内事情から県政は人口の流出を食いとめるために企業の導入を積極的に行い、新らしい労働市場の確保により人口の流出を防ぎ、併せて県民所得の向上を目的としてきた。

昭和47年の後半に至り、或る誘致企業の製造工程からP C B の穴道湖流出が判った。この当時、先進県はすでに自動車、騒音、振動、水質、大気等あらゆる面に不健全物質の問題が提起されていたが、自分たちの住む地域にも公害問題が起きていることが判り、為政者もすべての県民も、大平の夢を破られることになったわけである。こうして俄かに衛生研究所の仕事が確認され、衛生公害研究所と改称されたが、保健所との合同庁舎の中にあるスペースでは、機器すらはいる場所のない狭隘さに加え、原子力発電所を招致した県として当然ながら、住民に対する環境放射能対策にも責任をもたなければならぬとし、公害部門は環境公害科の外に、すでに放射能科も設置されていたが、その狭さは想像外であった。もち論この庁舎の中でのこうした問題の活路をみつけようと努力はしてみたが、密集地の中での拡張はおろか、建物の構造のうえでも不可能なことが判り、全面移転改築を昭和48年より3ヶ年計画で踏切ったのである。

なお、島根県衛生公害研究所は上記のごとく、衛生研究所の機能も同時に果す総合機関であるので、公害専門機関とは、自ら異なる諸点を含んでいることは避けられない。

2. 研究所の整備事業

当研究所の整備事業は表1に示すとおりである。

3. 庁舎の建設にあたり、とくに配意したこと

(1)位置の決定

位置のよしあしは末永く影響を受けることになり、その決定にあたって慎重を期さなければならないことは当

表1 年度別事業と執行額

| 庁舎の建設整備事業 | | 検査機器の整備事業 | |
|-----------|--|------------|---|
| 年度 | 事業内容 | 年度 | 事業内容 |
| 48 | 庁舎の位置決定（用地買収の財源起債） 用地の買収ならびに造成（土地取用法による事業認定—建設大臣） | 49 | 研究、検査、測定、調査のための機器ならびに実験台およびスクラバーの他の整備 99,000千円 |
| 49 | 基本設計ならびに実施設計（財源は起債） 県営繕課に工事依頼 着工昭和50年3月31日 | 50 | この外に、起債対象外の初度調弁の整備 7,800千円 計 106,800千円 |
| 50 | 本庁舎建設工事（継続事業） 起債増額申請（陳情） | 51 | 研究、検査、測定、調査のための機器の整備 質量分析機他38点 95,583千円 |
| 51 | 昭和51年2月末日庁舎完成 付属棟工事ならびに特殊排水処理槽工事の完成：昭和51年9月30日 新庁舎の発足：昭和51年10月1日 | 52 | このほかに起債対象外の初度調弁の整備 2,451千円 計 98,034千円 |
| 計 | 建設事業総額 648,573千円 | 52 (予定) | 研究、検査、測定、調査のための機器の整備 電子顕微鏡他10点 76,800千円 |
| そ | 用地買収面積 10,391,121m ² 買収費用 118,089千円 | | このほかに、起債対象外の初度調弁の整備 1,951千円 計 78,751千円 |
| の | (建物) 鉄筋コンクリートピローテ式5階 | | 機器等の整備事業費 計 283,585千円 |
| 他 | 一部7階建単独庁舎 (面積) 合計 4768,257m ² (本館および付属棟) | | |

ノンランプの平行光線を使用。

- (3) チャンバー本体に長光路フーリエ干渉赤外分光器が組込まれており、各種反応物、生成物をチャンバー外に取出すことなく濃度測定できる。

b. 装置概要

- (1) チャンバー：横置円筒形（内径 1,450mm × 3,500 mm, 約 6 m³），材質 SUS 304，テフロンMコート，排気系（スパッター，イオンポンプ，チタンゲッターポンプ，ターボ分子ポンプ，ソープションポンプ，油回転ポンプ）到達真空度 10⁻⁷mmHg 台，温度制御範囲 -10～50°C ± 1 °C。
- (2) ソーラーシミュレータ：多灯式同軸水平投射型，1 KW キセノンランプ19灯，電源安定度 ± 2 %/hr，± 3 %/24hr。
- (3) 試料空気調整装置：精製空気純度（全炭化水素 0.01 ppm C 以下，NO_x, CO, SO₂ ともに 0.01 ppm 以下，CO₂ 1.00ppm 以下，H₂O 10.0ppm 以下），混合気体（炭化水素 2 種，NO, NO₂, SO₂, CO），試料気体濃度範囲（0.10～2.00ppm ± 5 %）。
- (4) 分析用計測機器：長光路フーリエ干渉赤外分光器，ガスクロマトグラフ質量分析計，光散乱測定装置，その他。

むすび

最後に、環境科学とその根本問題といったことについて考えたとき、筆者はふと三人の先達の文章の一節を想い浮べた。一つは原子物理学者ハイゼンベルクの思想的自叙伝ともいわれている「部分と全体」（山崎和夫訳、みすず書房、1974年）の冒頭の次のような言葉である。

“科学は人間によってつくられるものであります。これはもともと自明のことですが、簡単に忘れられてしまわがちです。このことをもう一度思いかえすならば、しばしば嘆かれるような人文科学一芸術と、技術一自然科学という二つの文化の間にある断絶を少なくすることに役立つのではないかでしょうか。自然科学は実験に基づくもので、それにたずさわってきた人びとは、実験の意味することについて熟慮を重ね、お互に討論しあうことによって成果に到達していくのです。” もう一つは、かんきょう誌 Vol. 1 No. 2 の川喜田二郎先生の「環境問題は主体問題でもある」という一文である。“あたりまえのようでいて、案外忘れられているかにみえる一視点がある。それは、環境問題は、同時にまた「主体」問題だということだ。主体の性質如何で、自然も社会もその環境としての意味が変わってしまう。自然現象と自然環境とはちがうし、社会現象と社会環境も同じではない。にも拘らず、現実には主体の方の吟味なしに、環境を云々

して広い視野を失っている例が少なない。……環境問題を扱う人びとは、とりわけ専門家として行動する人びとは、人間の問題、とくに文化を持った存在としての人間の問題をも、正しく扱うすべを要求されるであろう。” 三人目のは去年の10月18日パリで亡くなられた哲学者森有正氏（わが国の初代の文部大臣森有礼の孫、1950年以来長くフランスに在ってパリ大学・東洋語学校講師、日本館々長）である。同氏は名著「遙かなノートル・ダム」（筑摩書房、1967年）の中の一節で“日本文化の在り方をふりかえるならば、そこに体験的要素がきわめて強く、外国から入ってきたものを、その経験の根底まで掘り下げて思索することをせず、むしろ逆に新しいものを自己の「体験」で、理解し得るものに変化させようとする傾向が無意識のうちに強く働いているように思われてならない”と述べている。そして氏は別のところで、「経験」と「体験」の区別を力説している。人間はだれでも経験をはなれては存在しない。しかしその経験の中のある部分が、凝固し、過去的なものになったままで、現在に働きかけ、その人の行動を支配するようになってくる。そのようなとき「体験」という。それに対して経験の内容が絶えず新しいものによってこわされて、新しいものとして成立し直していくのが「経験」で、それによって未来へ向って人間の存在が動いていく。一つの経験が体験的なものに凝固してしまうか、あくまで新しい可能性に向って開かれていくか。迷信は体験の極端なものといえるし、学問は「経験」の中から出てくる。あらゆる学問は、合理的な開かれたものになる傾向と同時に、凝固し、迷信になる傾向をも持っている。「経験」は、必ずある一定の不確定性を本質的な要素として含んでいるものであると。

優れた三人の先達の味うべき言葉であり、それぞれに深いところで関連しているように思えてならない。引用が長くなったけれども、国立公害研究所の現況報告の最後に、読者諸賢との楽しい対話のつもりで書き添えた次第である。